

会議名	令和５年度第１回板橋区地域自立支援協議会		
開催日時	令和５年５月１９日（金）１０：００ ～ １２：００		
開催場所	板橋区役所 北館９階 大会議室Ａ		
出席者	【委員 １２名】（敬称略） 是枝委員、鈴木委員、田中恵美子委員、長瀬委員、佐々木裕美委員、佐々木章吾委員、棟方委員、小池委員、秋吉委員、渡辺委員、藤井委員、田中美紀子委員 【関係課長 ３名】 國枝予防対策課長、星野おとしより保健福祉センター所長、久保田志村福祉事務所長 【事務局 １０名】 久保田福祉部長、小田障がい政策課長、家田障がいサービス課長、管理係２名、自立支援係４名、障がい者活躍推進係１名		
会議の公開	公開（傍聴できる）		
傍聴者数	６名		
次 第	１ 第９期 板橋区地域自立支援協議会 委嘱状伝達式 資料１ （１）委員委嘱・区長挨拶 （２）会長選出・副会長指名 （３）委員の紹介 （４）区関係管理職・事務局の紹介 ２ 令和５年度 第１回 板橋区地域自立支援協議会 （１）開会 （２）協議事項 ① 第９期運営方針・部会の設置について 資料２ ② 第９期協議事項案について 資料３ （３）報告事項 ① 次期障がい福祉計画等策定方針案について 資料４ ② 地域生活支援拠点等の整備について 資料５ （４）その他 （５）閉会		

配付資料	資料 1 第 9 期板橋区地域自立支援協議会 委員名簿 資料 2 第 9 期板橋区地域自立支援協議会 運営方針案 資料 3 第 9 期板橋区地域自立支援協議会 協議事項案 資料 4 板橋区障がい者計画2030 障がい福祉計画（第 7 期） ・ 障がい児福祉計画（第 3 期）策定方針案 資料 5 地域生活支援拠点等の整備について 参 考 第 8 期板橋区地域自立支援協議会 活動報告 参 考 第 8 期板橋区地域自立支援協議会 定例部会 活動報告 参 考 板橋区地域自立支援協議会 設置要綱 参 考 座席表
審議状況	1 第 9 期板橋区地域自立支援協議会委嘱状伝達式 （１）委員委嘱・区長挨拶 （事務局） 定刻になりましたので、第 9 期板橋区地域自立支援協議会委嘱状伝達式及び令和 5 年度第 1 回板橋区地域自立支援協議会を始めます。 初めに、板橋区長、坂本健から各委員の皆様に委嘱状をお渡しします。委員の皆様は、自席にてお待ちください。 （坂本区長から各委員へ委嘱状の伝達） （事務局） それでは、坂本区長よりご挨拶を申し上げます。 （坂本区長） 皆様、おはようございます。本日は、板橋区地域自立支援協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいま、板橋区地域自立支援協議会の第 9 期の委員をお願いさせていただきました。皆様には、日頃から板橋区の障がい者、あるいは障がい児施策の推進にご尽力を賜り、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。 さて、本区においては、令和 3 年度から令和 5 年度を計画の期間として、障がい福祉の基本方針を定める板橋区障がい者計画 2023 と、その実施計画に相当する障がい福祉計画第 6 期、障がい児福祉計画第 2 期を策定し、障が

いのある人もない人もともに人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現をめざし、地域自立支援協議会とも連携しながら取組を進めているところです。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化、障がいの重度化、また特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化、複雑化しているとともに、親亡き後を見据えた、様々な分野での連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみの対応が求められております。本協議会においては、地域における障がい福祉に関する関係者間の連携、並びに支援の体制を整備するための大変重要な協議であると考えております。多くの課題解決に向けましては、複数の専門家、あるいは専門機関の方や当事者の皆様方の協力を得ることができ、大変心強く感じているところです。

目まぐるしく変わる制度改正により、様々な変化が必要になってまいりますが、国や東京都の動向などの情報収集を行いつつ、区としても、障がい福祉施策の着実な推進に向け、引き続き努力をしてまいる決意です。今後とも委員の皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、お礼のご挨拶に代えます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。

委員の皆様、大変恐縮ではございますが、坂本区長は次の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

（坂本区長退室）

（２）会長選出・副会長指名

（事務局）

それでは、続きまして、協議会の会長の選出に移ります。

板橋区地域自立支援協議会設置要綱第５条第２項により、会長は委員の皆様の互選により決定させていただくこととなっております。

本協議会の会長については、事務局案として、是枝委員にお願いをしたいと思います。先生は大学で教授を歴任され、障がい福祉の分野で多大な貢献をされております。また、第８期板橋区地域自立支援協議会の会長も

務められておりましたので、引き続き、会長をお願いできればと思います。
事務局案についてご意見はございますか。

(委員からの異議等なし)

異議がないようですので、是枝委員に本協議会の会長をお願いしたいと思います。それでは、会長からご挨拶をお願いします。

(会長)

前期から引き続き会長を務めさせていただきます。

もともと、この地域自立支援協議会の歴史をたどると、障害者自立支援法が成立し、今は障害者総合支援法という枠組みに変わりましたが、そこから地域に住んでいる多様な障がいのあるお一人お一人の方々が、地域の中でどのように豊かな生活を送ればいいのかというところからの発想で、このような協議会の必要性が指摘されてきた経過があります。

そのため、本日の議題にもある障がい計画の策定など、行政が音頭を取る形にはなりますが、事の発端をたどれば、皆様方が関係している各団体の障がい当事者の方々にとって、どのような政策が必要なのか、どのようなことができるのかという発想や観点から、ぜひ、忌憚のないご意見を出していただければと思います。今期もよろしくお願いします。

(事務局)

続いて、副会長の指名に移ります。副会長は、設置要綱の第5条第2項により、会長の指名により決定させていただくこととなっています。会長より副会長を指名していただきたいと存じます。

(会長)

副会長は、前期にも副会長を務められた医師会の鈴木陽一委員をお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員の拍手)

(事務局)

会長から鈴木委員を副会長に指名いただきました。異議もないため、本協議会は、是枝会長、鈴木副会長で運営をさせていただきたいと存じます。

鈴木副会長、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いします。

(副会長)

前期に続き、副会長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

5月8日からコロナが5類相当になり、ここ数年で大きく、社会全体が変わるタイミングにきています。本協議会で話し合われる障がい者・児の方々も、様々な制限を受ける中で生活してきていますが、新しい日常を改めて模索していくということを、これから話し合い、探していければと思います。また、会長からもお話があったとおり、この協議会は、当事者の方の意見が上がっていきやすい非常に有意義な会だと思っています。今期もよろしくお願いします。

(事務局)

どうもありがとうございました。

(3) 委員の紹介

(事務局)

続いて、会長、副会長以外の委員の皆様をご紹介します。

私がお名前をお呼びしましたら、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、ご挨拶をお願いします。

なお、読み上げの順番は、資料1、第9期板橋区地域自立支援協議会委員名簿の順に読み上げます。また、肩書については、名簿をご覧ください。

(委員の紹介)

(事務局)

委員のご紹介は以上です。

なお、委員の委嘱期間は、本日から令和7年3月31日までです。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 区関係管理職・事務局の紹介

(事務局)

続いて、区関係管理職を紹介します。

(区関係管理職の紹介)

(事務局)

続いて、事務局職員を紹介します。

	(事務局の紹介) (事務局) 区管理職、事務局の紹介は以上です。 それでは、以上を持ちまして、委嘱状伝達式を終了します。 協議会の体制が整いましたので、これより令和５年度第１回板橋区地域自立支援協議会に移らせていただきます。 ２ 令和５年度 第１回 板橋区地域自立支援協議会 (１) 開会 (事務局) 開会のあいさつを、会長よりお願いします。 (会長) ２時間限られた時間で、年間３回程度の会議です。ご意見などを集約し切れない部分もあるかと思います。最後にもアナウンスしますが、この場で意見が出せなかった、あるいは団体に持ち帰り検討したい部分もあると思います。その際には、メール等で事務局へ連絡をする形をとります。時間のある限り、忌憚のないご意見を出していただければと思います。 (事務局) 続いて、福祉部長より、ご挨拶をさせていただきます。 (福祉部長) この協議会は、実質的な協議、内容の濃い会議をする会議体だと私どもは認識しております。これを踏まえて、今年は障がいに関する計画策定の年でもあります。これを機に、障がいのある人もない人も、豊かな生活を迎える社会が実現するように努めてまいりますので、皆様と一緒にこの協議を進めてまいります。何とぞご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。 (２) 協議事項 ①第９期運営方針・部会の設置について (事務局) ～資料２について、事務局より説明～
--	---

(会長)

各部長については、設置要綱第9条第3項に基づき、ご異論等なければ、事務局案のとおりとさせていただきます。副部長については、事務局案が示されておりますが、部会員と併せ、同設置要綱に基づき、各部長に一任させていただければと思います。

ただいまの事務局からお示しいただいた案について、ご意見、ご質問等があれば、挙手をお願いします。

(意見、質問等なし)

それでは、この案件については、承認します。

②第9期協議事項案について

(事務局)

～資料3について、事務局より説明～

(会長)

資料の裏面にある相談支援部会からの提案については、自立支援協議会長である私宛のため、こちらの内容で承認させていただきます。

それでは、資料3の表面で示していただいた協議事項案について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(委員)

権利擁護部会の協議事項について、差別解消の意識啓発・普及がとても大事な課題になるため、順番を上げたほうがいいと思います。成年後見人制度の利用促進に向けた意見・提言は、現在そこまで協議等を行っていないため、一番下でもいいと思います。

また、裏面の2番目、障がい児相談支援の充実について、セルフプラン率の課題と書いてありますが、セルフプランの率が高いことは問題ではないのではないかと考えており、むしろそのバックアップ体制がないことが課題と思いました。これだけ読むと、自分でプランが立てられることに対して課題と捉えられそうな気がするため、むしろ自分で自分のプランが立てられることはよいことなのではないかと思いました。

(会長)

それでは、まず１点目の権利擁護部会の差別解消法の啓発・普及について、課題の重みとしては大きいのではないかという意見です。成年後見人制度の利用促進と入れ替えてという形でよろしいでしょうか。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。やはり順番も大切なところであるため、今伺った意見を参考に、修正させていただければと思います。

（会長）

それから、サービス等利用計画のセルフプランの課題というところについても、確かに委員がおっしゃられたように、これだけだとどういう意味合いなのかが見えにくい。

全体を集約する意味では、相談計画の比率を上げていきたいという行政側の意向もあるかと思いますが、自分自身でプランを作成したいという意向も、やはり尊重しなければいけない部分であるため、それをいかにバックアップするかということも含めて、相談支援部会長からはいかがでしょう。

（委員）

おっしゃるとおり、セルフプランを否定するものでは決してないということ、相談支援部会でも十分話してきました。ただ、相談支援に繋がりたいが事業所や職員の数が足りない、選択肢がないという理由で、結果的にセルフプランになっている方がいます。また、本当はニーズがあるのに計画相談の内容などが十分に伝わりきれていないのかということも考えられます。

会長がおっしゃられたとおり、自分自身でセルフプランを作成したい方にはもちろん必要なサポートをしていきます。ただ、結果的にセルフプランにならざるを得なかった方へのサポートなど、検討していかなければならないと感じています。

言葉足らずな部分もありましたが、発信側と受け取っていただく側とのずれがあったと思います。認識についての差異はないと感じましたので、引き続き検討してまいります。ありがとうございます。

（会長）

率という文言を削れば、だと思えます。検討していかなければいけないことですので、ぜひ、相談支援部会で今年度以降も、今期についてもご検討い

	ただければと思います。 ほかはいかがでしょうか。 （委員） 障がい児部会の3つの協議事項についてです。 先の資料で、資料4の1ページ目の半ばに、インクルーシブ教育システムの推進について勧告があったとの記載があります。コロナで難しいところもありましたが、副籍制度が徐々に進み、支援学級と通常学級とで、保護者の支援も同時に必要になってきます。保護者の負担が大きくなりがちになるなど、様々な課題はあると思うので、より実地的なインクルーシブ教育システムを改めて検討していただければと思い、協議事項にその旨を書いていただくことで進むのであれば、お願いしたいと思います。 （会長） この点、事務局はいかがでしょうか。 （事務局） いただいた意見を後に相談させていただき、インクルーシブ教育についても何らかの記載ができるような形を考えていければと思います。よろしくお願いいたします。 （会長） ほかはいかがでしょうか。 （委員） これら検討事項の中に、障がい児部会には、医療的ケア児について文言が入っていますが、障がい当事者部会には入っておりませんので、子どもだけではなく、やはり大人も必要な対策だと思っています。ですので、医療的ケアという言葉をぜひ障がい当事者部会の協議事項にも入れていただき、検討いただきたいと思います。 （会長） 事務局、お願いします。 （事務局） ありがとうございます。やはり障がい児だけではなく、それ以外の当事者の方に関しても、医療的ケアは必要なことだと思っております。そちらも後
--	---

ほどご相談させていただきます。

（会長）

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいま委員からいただいたご意見等は、確かにとても貴重なご意見だったと思いますので、それぞれ事務局とご相談しながら、文言等の追加等を検討いただければと思います。

それでは、協議事項については以上とさせていただきます。

続きまして、（３）の報告事項です。

（３）報告事項

①次期障がい福祉計画等策定方針案について

（事務局）

～資料４について、事務局より説明～

（会長）

ご意見、ご質問等があればお願いいたします。今後の方針の基本的な方針、方向性を書いたものになります。いかがでしょうか。

（委員）

次期に向けての調査なども入っており、とても参考になりました。特に、権利擁護部会に関しては、差別や嫌な思いの経験のところ、非常に多くの方がご回答なさっているということが分かり、これからの権利擁護部会の活動の中で、より、このことについては話し合っていきたいと思いました。

細かいところで恐縮ですが、用語集にある、障がい者差別という言葉の説明についてです。合理的配慮を提供しないことも差別であるということを、一文入れていただきたいと思います。法律上、障がい者差別というのは合理的配慮を提供しないこと、不提供も差別であると書いてあります。あいうえお順で、「か行」にある合理的配慮の言葉の説明と離れているため、何か別物のように理解されがちのため、可能であれば変更をお願いしたいです。

（会長）

事務局、お願いします。

（事務局）

ありがとうございます。多様な方に正しく理解いただくことは大切だと思います。付け加える方向で検討させていただきます。ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

（委員）

同じく用語集にある医療的ケア児に関してです。医療的ケア児に関しては法案ができましたが、18歳以降の重度重複障がい者の医療的ケアを必要とする障がい者の方は、なかなか認識されない部分があります。できれば、18歳以降の医療的ケア者の部分も、何か言葉を入れてくださることができればと思っています。

（会長）

いかがでしょうか、事務局。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。どのように載せていくか、今後また調整させていただきます。みなさまに知っていただけるよう、また、みなさまに分かっていただけるよう、より良い計画にしていきたいと思います。

（会長）

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もし追加等ございましたら、事務局にメールという形でお伝えいただければと思います。

それでは、続きまして、報告事項②に移ります。

②地域生活支援拠点等の整備について

（事務局）

～資料5について、事務局より説明～

（会長）

ただいまご説明いただきました報告事項について、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

（委員）

5つの機能について、国が求めているものと照らし合わせても、板橋区は頑張っ
て拠点ができているのだなと分かりました。様々な資源を駆使し
て、社会支援がきちんと整備されつつあるなと感じています。

1点だけ教えていただきたいことは、コーディネーターのところが見え
ず、どのようにコーディネーター機能を持たせていくか、あるいは、もう持
っているのであれば、その点をご説明いただけると有り難いです。

（会長）

いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

（事務局）

記載にあるコーディネーターについては様々な考え方がありますが、まず
は、特定相談支援事業所です。拠点への登録を通じて、緊急時の対応の部分
のコーディネート、まずは一義的に考えているということが1つです。

国が示すコーディネーターとは、いわゆる、いつ何時に何かがあった場合
に、何でも相談できるということを想定しており、区としての目標地点もそ
こかなと思っておりますが、まずはできるところからという視点で、安心支
援プラン、また、特定相談支援事業所の拠点登録を通じて、緊急時のコーデ
ィネートを1つ担っていただくことをスタート地点として考えています。

ご質問の答えになっているか定かではありますが、現在の現状として、そ
のようなところを検討した上で、拠点の整備を行ってきた状況です。

（会長）

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

（委員）

緊急一時支援と体験の場というところで、赤塚ホームを活用してくださる
とのこと、考えていただいて本当にありがとうございました。

ですが、そこに至るまでの課題がまだまだあると思っています。ここには
表示されていませんが、安心支援プランを使うにしても、緊急一時支援を使
うにしても、障害支援区分がない方は、区分を取得するのに何か月もかかっ
てしまいます。緊急一時支援は障害支援区分がなくても使えると思いますが、
安心支援プランについては、障害支援区分がないと作成できない。あと

は、要支援者の避難行動計画についても、障害支援区分が関わることだと思います。課題として、障害支援区分がない方々への方策を考えていただきたいと思います。

私は、高齢者の方たちが特に障害支援区分を持っていないのかと思っていましたが、B型で就労されている30代の方も、障害支援区分を持っていない方々が多くいると気づきました。見えない部分であるため、表に現れるものではないということは分かりますが、すごく大事なところだと思っているため、ぜひ課題としてご検討いただきたいと思います。

（会長）

事務局、お願いいたします。

（事務局）

おっしゃるとおり、このようなサービスを利用いただくためには、障害支援区分を持っていることが必須条件であることも多いので、障害支援区分を持っていない方々にも知っていただくことと、その事前の準備が必要ということも併せて伝えていけるような方法を考えていきたいと思います。

ただ、そのような方々がどのぐらいいて、こういったところにアプローチしていかなければいけないのか、というようなところは、今後、我々の研究課題でもあるかと思いますので、もし皆様の方でも分かるようでしたら教えてください。よろしくお願いいたします。

（会長）

いかがでしょうか。障害支援区分を持っていない、でもニーズがある、必要性があるという方々を、どのようにチェックしていくか、なかなか難しい部分もあるとは思いますが。行政だけで全てということはなかなか大変だと思いますので、この場でなくても構いません。委員の皆様方で、何かこのような形いいのではないかとこのところがもしあればお願いします。

（委員）

就労継続支援B型事業所に通っている保護者の方とお話ししたところ、高等部卒業後、就労継続支援B型に移行する際、区からは、就労継続支援B型の受給者証の発行だけで大丈夫です、と言われ、障害支援区分については申請していない利用者の方が40～50代に多いと思っていました。ところが、30

歳の方も持っていないことが分かり、慌てました。ショートステイを使うには障害支援区分が必要になるため、障害支援区分から取ってくださいとお話をしたのですが、そこからショートステイを使うまでに2か月以上かかったというお話が先日あったばかりでした。まずは、生活介護は障害支援区分を持っていますので、就労継続支援B型に通っている方を中心にアプローチいただくと、持っていない方が意外と出てくるのではと思います。

私の周りでは、就労継続支援B型に通っているが障害支援区分を持っていない方が既に何人もおりますので、ぜひそこを抽出して、アンケートなどしていただければと思います。区立・民間関係なくだと思っております。

（事務局）

ありがとうございます。部分的に教えていただきましたが、すぐ思いついたことは、学校を卒業するとき、その準備として進路説明会を区では行っています。そのようなときに、卒業後の次のステップだけでなく、その先のことも考えた案内、例えばこのようなサービスをいずれ使うことがある、その場合には障害支援区分や受給者証が必要など、ご案内できる方法を考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

（事務局）

若干の補足をいたします。

受入れ支援がなかったということが、大きな理由だと思っています。ようやく今年、受入れ支援をつくることができるようになり、このようなお話が出してきました。立ち遅れている原因が区にあるということを重々承知しております。何とかクリアしていきたいと思っていますので、そのようなところのご意見も踏まえてご協力をいただければと思います。よろしくお願いします。

（会長）

ありがとうございました。また何か情報がありましたら、ぜひ事務局へお伝えいただければと思います。

ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、続きまして、（４）その他に移ります。

（４）その他

(会長)

委員の皆様からのご意見、または委員の間で共有する事項など、ございましたら挙手をお願いします。

(委員)

この場で発言する内容なのか分かりませんが、冒頭にあったインクルーシブ教育の推進に当たっては、私も先日、区のコーディネーター研修会でお話しさせていただく機会がありました。インクルーシブ教育について、多様な学びの場や早期教育、共生地域をつくっていくための活動の場、そのようなお話をさせていただいたのですが、日本の先生方の中では、理想と現実がかけ離れており、どうしても埋められないというご意見がありました。私たちとしては、一緒に生きていく地域の仲間として、健常のお子さんや地域をつくりあげていく今の小学生、そのようなところの担い手を多くつくりたい気持ちがあります。ただ、それを育てていく先生方に、推進したいがやはり現場の都合上というところの声がありました。

何を聞きたいかということ、素朴な質問で、このような障がい者計画を進めていく中で、区内の横の連携、教育や保健、そのようなところの話し合いの場や連携みたいなものが、どのような形であり、インクルーシブ教育を構築していくための、区としての方針などが話し合える場はどのようなところにあるのか、ということを知りたいと思いました。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

計画策定の部分で申し上げますと、区の庁内会議で本部会という会議体があります。その下に、課長級程度の職員による幹事会という会議体があります。さらにその下に、係長級などの職員による会議体があります。そのようなところで、教育部門や福祉部門が集まり、施策の方向性や具体策などを決めております。

また、この計画策定において直接的に関わっていない部分としては、特別支援学級の推進協議会など、庁内において部門横断的に協議する会議体がございます。今後、そのような会議体も活用し、共有しながら、様々な良い意

見を出し合えるようにしていきたいと考えております。

（会長）

ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。

（委員）

資料４の障がい福祉計画策定方針案について、令和５年度に、障がい政策課内に障がい者活躍推進係を新設とあり、とても良い取り組みだと思いました。気になった点は、どのような狙いで、どのような活動をしていくのかということと、チャレンジ就労に対する強化を図るためと書いてありますので、チャレンジ就労に特化したものなのか、それとも、当事者性を生かした活動も広く含めて推進していくものなのか、教えていただけたらと思います。

（会長）

事務局からお願いいたします。

（事務局）

障がい者活躍推進係は、令和５年４月１日から障がい政策課内に設置されました。組織改正に至った理由の１つは、障がい者福祉計画の重点項目の１つに「チャレンジ就労の拡充」という項目があり、その目標達成の一環として、この組織を設置しました。

一義的には、障がいをお持ちの方が、障がい者就労を行うに当たっての訓練的・体験的な要素も含めており、有期的な雇用にはなりますが、最長３年という形で障がいのある方を区役所で雇用させていただき、その雇用が終わった後に、民間企業などへの就職に繋げたり、もし障がいのある方のご希望があれば、区役所などの公的機関への就職に繋げたり、そのようなところに繋げられることを目的として立ち上がった部署です。活躍という意味で、広い視点でのご意見がありますが、現時点では、障がい者の就労を重視し、立ち上がった組織ということをご理解いただければと思っております。

今後、雇用させていただいた障がいのある方々と関わっていく中で、新たな活躍の場というところも、あわせて見つけ出しながら組織運営できればと思っております。

（事務局）

若干の補足をいたします。

実は、板橋区役所は、事業所として障がい者の法定雇用率が達しておりませんでした。そのため、人事当局との現状分析で、就職先に区役所職員をめざす方が少ないことや、採用されても途中で辞めてしまう、などの状況がありました。その中で、法定雇用率に達していなかった原因として、「定着」という、フォローアップ体制が十分に取れていないのではないかとこのころに至りました。それが、障がい者活躍推進係を設置した理由の1つでもあります。

要は、定着をめざすためにどのようなサポートが必要なのか。当然、長期雇用としてお勤めいただければ、社会生活にも慣れることで、民間企業への就職なども見えてくる形になると思います。もしくは、類似のサービスを行っている法人など、そのようなところへのご案内も行い、勤めていただくことも見越しております。

実際、障がいをお持ちの方の就労は大変難しいことだと、私どもも、現場の状況を見ると実感します。棟方委員の事業所でも、相当にご苦労されているということを認識しております。ただ、そこを切り開いていかないと、障がい者の社会参画が難しいかなと思っておりますので、今回かなり力を入れた形で新しいセクションを設けたという流れになっております。

(会長)

ありがとうございました。そのほかございますか。

(副会長)

相談支援部会長にご相談です。資料3の裏面「2 板橋区における地域生活支援拠点等の整備促進」についてです。第9期の部会協議事項にも掲載されている内容でもありますが、今期から新たに加わった委員の方もいらっしゃいますので、区内の整備が計画から遅れている理由や、板橋キャンパスが白紙になったことでの関係について、教えていただければと思います。

(会長)

では、相談支援部会長からよろしいですか。

(委員)

地域生活支援拠点等における板橋キャンパスの状況については、この後、

事務局からお願いできればと思います。相談支援部会として、基幹相談支援センターが担う機能について、私からご説明させていただきます。

板橋区では、区立障がい者福祉センターが基幹相談支援センターの機能を担っており、区内1か所という状況です。特に、事業所同士の連携や、支援者向けの研修の実施を基幹相談支援センターで担っております。

また、区内相談支援事業所向けに、相談支援事業所連絡会を月1回、開催しており、情報共有や研修の実施など、相互間で深め合う取組をしておりますが、相談支援事業所の出席率が高くないということが大きな課題です。

私は、障がい者福祉センターに異動する前は、主に介護保険事業の分野にありましたが、地域包括支援センターが主催する研修会には、ほとんどのケアマネジャーの方々が参加されていまして。障がいの分野との違いを体感しておりますが、参加に強制力が無いことや、従業員が相談員お一人である事業所などの理由もあり、参加率が高くない現状があるのかなと感じています。このような諸々の課題は、基幹相談支援センターでも抱えているところでは。

このような中、昨年は「アウトリーチ」として区内相談支援事業所に伺い、計画相談支援事業所連絡会の説明や、事業所が抱えている課題などを聞き取り、まずは顔の見える関係づくりを始めております。横の連携を強化するため、まずはどのような課題があるのか、その地盤を固めてからと動いている最中です。

これを踏まえ、今年度は、昨年の課題や反省を生かし、さらに各相談支援事業所との連携や情報発信などを行い、少しでも参加・連携する相談支援事業所を増やしていくことを検討していきます。

（事務局）

資料にある、区内の整備が計画より遅れていることについて、事務局から改めてご説明いたします。

板橋キャンパスの整備については、本来であれば、昨年度末に老人医療センターがあった場所に障がい者福祉施設が開設される予定でしたが、4月の時点でほぼ白紙になり、議会に報告したところから始まりました。

様々な事業所や保護者の方々ともお話をさせていただく中で、今の状況と

しては、皆様から伺った事業案や情報を基に、仮の案ではありますが、新しい事業計画をつくりました。内容は、もともと板橋キャンパスで行う予定であった事業の一部である、重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業を別の形で実現させていくということです。今後、民間事業所が板橋キャンパスを運営していくに当たり、重症心身障がい児の受け入れについては非常にスキルの幅が広く、難しいという課題があったため、事業所の安定した運営を大事にするために別の形で実現を進めることとしました。

そのため、もともと計画にあった、重度障がいの方を受け入れる共同生活援助、医療的ケアの方を受け入れる短期入所、計画相談に加え、日中の生活介護を加えた形で、新たな事業計画案を議会に示し、現在、東京都と調整し、複数の民間事業所にプロポーザルへ参加いただけるよう準備を進めている段階でございます。

板橋キャンパスに関する施設の完成が滞りなく進むと、令和8年度末になります。重症心身障がい児を含む児童発達支援事業については、一旦、板橋キャンパスの整備事業からは抜く形となりましたが、必要性は区としても十分認識しておりますので、少しでも早く別の場所で実現できるよう動いているところです。

区内の整備が計画より遅れていることということで、今回板橋キャンパスの整備についてお話させていただきましたが、このほか、赤塚ホームでの短期入所事業の開始についても現在進めております。

この事業は、これまで、緊急一時保護という法律外の事業を赤塚ホームで実施していましたが、実際、緊急時の受入れが難しいという課題がありました。そのため、真に必要な方が緊急時に入所できるよう、短期入所事業を同じ場所で開始し、レスパイトなど入所の予定があらかじめ分かっている方は短期入所を利用いただくことで、緊急時の方に緊急一時保護の枠で利用いただけるよう、現在、東京都との調整中ではありますが、今年度中には開始できる見込みで整備を進めているところです。

そのためには、先ほどの委員からもアドバイスいただきましたが、せっかく開設したのに区民の皆様にあまり知られず、使われないということが無いよう、福祉園の皆様にもご協力いただきながら周知を徹底し、多くの方にご

登録いただいたり、短期入所の利用に必要な支援区分を取っていただいたりすることで、ご利用いただけるようにしていきたいと考えています。

(会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

(委員)

質問ではありませんが、以前、権利擁護部会長とお話ししたとき、権利擁護についてはどの部会にも関わってくことで、特に当事者部会はとても関わってくる事案だと思っています。

今年度難しければ、これから先でもいいのですが、ぜひ権利擁護部会とそれぞれの部会がコラボして問題点を話し合う、障がい当事者部会であれば障がい当事者部会の問題点を、権利擁護部会員の方々と一緒に意見交換などができたらいいのかなと思っています。それはどの部会でも、障がい児部会でも就労支援部会でも関わってくることだと思っていますので、ぜひ今年度ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

各部会が連携しながら取り組んでいくことで、より効果的に、また、実効性のあるご意見なども生まれるかと思います。調整させていただきながら実現できればと思いますので、引き続きご相談させてください。

(会長)

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、議事については終了させていただければと思います。

委員の皆様におかれましては、時間の都合上伝え切れなかったご意見、また、各団体に持ち帰りまして、ご意見などございましたら、本日から2週間後の6月2日の金曜日までを目安に、事務局にメールでお知らせいただければと思います。

それでは、閉会の挨拶を副会長、お願いします。

(5) 閉会

(副会長)

当事者の方、あるいはその関係の方々から、当事者でないと思いつかない

	話など、そのようなことが話し合われて本当に良かったと思います。 新しい計画がちょうど始まる年であるということで、先ほどお話にあった、これからまた少し時間がかかることや、その間にできることを行っていく、そのようなお話がありましたけれども、可能な限りでいいと思うのですが、部会で横断的に、もしご協力いただけたところがあればぜひ協力いただいて、最終的には当事者の方が有益になるような形での仕上がりになると思います。 もちろん終わりがいい話ではありますが、そのときそのときの状況と個人に合わせながら、ぜひ考えていただければいいと思います。今日、初めましての1回目でしたが、また2回目、3回目、よろしくお願いいたします。 今日はありがとうございました。 (会長) ありがとうございました。以上で、令和5年度第1回板橋区地域自立支援協議会の予定されていた議題は全て終了いたしました。 それでは、事務局に進行をお返しいたします。 (事務局) 本日はお忙しい中ご出席いただき、本当にありがとうございました。本日から約2年間になりますが、改めてどうぞよろしくお願いいたします。 先ほど会長からもお話がありましたように、意見等ございましたら、事務局にお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 最後に事務連絡です。次回の協議会は、10月23日の月曜日、午前10時を予定しております。開催日が近づきましたら、改めてご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。 以上で、本日の会議を終了いたします。
所管課	福祉部障がい政策課自立支援係 (電話：3579-2089)

会議終了後、6月2日（金曜日）までに事務局へ寄せられた意見

○資料3 第9期協議事項案・相談支援部会からの提案について

当事者の方が参画している障がい当事者部会になるよう、ご検討いただきたい。

○資料4 次期障がい者福祉計画策 策定方針案の用語集について

「バリアフリー」

障害者白書の4つの壁を使うことが一般的である。ここでは情報が抜けて、社会的という言葉が入っている。社会的という言葉は、障害者白書にある4つの言葉すべてを合わせるような意味を持つと思います。

「ユニバーサルデザイン」

『障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく～』という説明文について、『ではなく』が『だけ』なら意味が分かる。「障がいの有無に関わらず～」と始めてはいかががでしょうか。

「要約筆記」

聴覚障がい者だけでないため、「情報保障の手段の一つで～」とする。

「難病」

『医学的に明確に定義された病名の名称ではなく～』という説明文について、実際には制度が利用できる難病の名前を指定しているため、この表現は正確ではないと考える。この一文を取り、「昭和47年の～」と始めた方が正確だと考えます。

「インクルーシブ教育システム」

この用語は日本の解釈の仕方で様々な意味に捉えられる。本来であれば本当の意味を説明することが望ましいが、紙面も限られているため、『中教審によれば』という説明をつけることはいかががでしょうか。

○資料4 次期障がい者福祉計画策 策定方針案について

障がいのある人への理解について、本人・児・一般の方、共に約5割の方が足りていないという回答があるが、共生社会の実現に向けては、やはり幼児期からの交流が必要と考えます。

高島特別支援学校に就学してくる児童の中で、保育園、幼稚園での生活が心地よく、学校に入っても何か繋がりをもっていたいと願う保護者が増えてきています。保育園や幼稚園での子供たちや保護者の関わりが本当によくなっていると考えます。小さい頃から

らの交流が、分け隔てなく一緒に生きる『共生地域』をつくるもとだと思えます。

保育園や幼稚園の保育士、先生方は、そこを意識しながら、また障がいがある子どもやその保護者のために日々頑張られていらっしゃると思いますが、より共生地域、共生社会をうたうのであれば、保育園や先生方への支援の強化が必要だと考えます。

また、学齢期で学校同士（居住地域の小・中学校と特別支援学校）が個別に交流をする、副籍交流という制度があります。各担任同士が交流の内容を決め、授業の一環として交流しますが、段々と定着しつつあります。ただ、地域の学校に連れていくのは基本的に特別支援学校の保護者であるため、障がいがある児童、生徒側が常に変な目を背負っていかねばなりません。

『共に歩む』という板橋区が掲げる計画を推進していくためには、共生社会の実現に向け、共生地域をつくる担い手（小・中学校の児童・生徒）をつくっていくことが大切であり、そのためには、多くの障がいをもつ児童生徒、保護者が、普通に地域に出ていくことができるような支援が必要だと考えます。

『副籍交流』の制度はすでにあるため、支援する人や予算等の支援が具体的には必要になるかと思いますが、教育・福祉との検討のもと、これらが少しでも盛り込まれるようご検討いただければと思います。

○資料４ 次期障がい者福祉計画策 策定方針案について

板橋区障がい者計画2023の「No.19 強度行動障がい者への支援」という文言について、様々な研修に参加したとき、講師の方は、「強度行動障がい者」ではなく「強度行動障がいがある状態です」と言われています。「者」とはまだ世間的に言われていないと思います。

障がいの重度化の中に、医療的ケアが必要な障がい者または児者で、以下、（ ）書きの追加をご検討いただきたい。

○資料３ 第９期協議事項案・相談支援部会からの提案について

障がい当事者部会の協議事項案「高齢化、障がい重度化（医療的ケアを必要とする障がい児者含む）による課題抽出」

○資料４ 次期障がい者福祉計画策 策定方針案について

２ページ目「障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化（医療的ケアが必要な障がい者含む）、発達障がいや医療的ケア児などの～」